

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	採用試験システム及び昇任試験システムの改修業務	
発 注 課	人事委員会事務局任用課	
選 定 事 業 者	中央システム(株)札幌支社	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>職員の採用及び昇任試験業務については、受付・採点・合否決定及び統計処理といった極めて機密性の高い業務であることに加え、これら一連の事務処理を迅速かつ正確に行うことが必要であり、それらの実現のためには「採用試験システム」及び「昇任試験システム」が不可欠である。本システムは上記の者が開発し、上記の者による改修等を経て現在まで運用してきた経緯から、上記の者は各試験業務の特殊性を十分理解し、試験システム全体の詳細について最も熟知していると言える。上記以外の者ではシステムの分析だけでも相当の時間を要することから、限られた期間で作業を行うことが困難である。</p> <p>また、当該システムを熟知していない者が改修をした場合、システム自体の動作が不安定になることが懸念されるとともに、不具合発生時における的確かつ迅速な対応を求めることができず、次年度以降の試験のスケジュール全体に遅れが生じ、重大な影響を与える。</p> <p>上記の条件に合致し、システムを熟知し、不測の事態にも迅速に対応できるのはシステム開発や改修に携わった上記の者に限定されることから、（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び）札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条1項により特定者から見積もりを徴取する。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
	札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項	
決 定 日	令和6年8月1日	